保護者各位

キッズナーサリー

みなとみらい園

**重要なお知らせ**

　日頃よりの当園へのご理解・ご協力誠に感謝申し上げます。

本日、４月８日１９時半頃、横浜市より、市内認可保育園等に対して下記要請がありましたので取り急ぎお知らせ致します。

**＜要請内容＞**一部原文と変更箇所あり

①「緊急事態宣言」が発表されている期間も原則開園する

②ただし、**期間中（４月10日～５月６日）は、家庭で保育が可能な方に限って当園を控えて頂く**

③今回のお願いは、市として保護者の皆さまへ**協力をお願いするもので、保育の利用を制限するものではない**

④登園意向カードを保護者に配り、意向を確認する

上記要請は、市内に拠点を置く保育園として、極力、他園と足並みを揃える意味でも、認可外の当園でも順守しなければならない内容であると判断します。よって、**当園も上記要請を順守する形での運営をさせていただきます。**保護者の皆様には多大なご迷惑と戸惑いを与えてしまう事、そして十分なお力添えできない事、心よりお詫び申し上げます。一層の感染拡大防止策として、ご理解・ご協力頂きますようお願い申し上げます。

※**４月９日（木）までは、通常開園と致します。**

※登園意向カードは、４月９日（木）～　お配り致します。ご記入後ご提出下さい。

※登園を控えて頂いた保護者様に限っては、登園しなかった日数をもとに、日割り計算にて保育料を減額致します。還付は後日となります。（ただし、保育料の減額対象は４月10日以降の保育料とする）

※登園を控えている期間に、どうしても保育が必要になった方は、永井までお申し付け下さい。

※環境の変化にて、お子様のフィジカル、メンタル、両面で不安定になることも予想されます。できる限り、安心できる言葉かけをしたり、生活空間を作って頂くようお願い申し上げます。

以下、横浜市からの要請原文抜粋　2020年４月８日発表

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

さて、令和２年４月７日付で政府による「緊急事態宣言」が神奈川県等に出され、これを踏まえ、県に「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」（以下、実施方針）が示されました。実施方針に基づき、県からは、「新型コロナウィルス感染症まん延防止のための緊急事態宣言への対応について」（令和２年４月７日 次育第1076号）において、市町村に対し、県内の保育所等については、今まで通り開所し、子どもの受入れを行っていただくようお願いする旨が示されました。

一方、４月７日付の国からの事務連絡では、緊急事態宣言後の保育所等の対応について、都道府県から保育所の使用の制限等が要請されていない場合においても、市町村は、保育の提供を縮小して実施することを検討するとされ、この場合には、感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対し、市区町村の要請に基づき、園児の登園を控えるようお願いすることなどが考えられると示されています。

県の基本的な考え方及び国の事務連絡を踏まえ、本市として、市内の保育所等（※）においては引き続き原則開園をお願いします。併せて、一層の感染拡大防止のため、家庭での保育が可能な場合においては、期間中（令和２年４月８日から５月６日まで）保護者に登園を控えるようお願いすることとします。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――